

私立大学図書館協会ホームページ公開細則

(趣旨)

第1条

この細則は、私立大学図書館協会ホームページ運用要項第4条並びに第5条の規定に基づき、協会ホームページ（以下「協会HP」という）で公開する情報について、必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条

会長校は、公開する情報に関連する次の各号について、常任幹事会と協議する。

- (1) 公開する情報の企画、承認について
- (2) 協会HPとのリンク形成について
- (3) 協会HPに関する意見等の取扱いについて
- (4) その他

(公開情報)

第3条

協会HPにおいて公開する情報の範囲、並びにリンクして公開する情報の範囲は、私立大学図書館協会ホームページ運用要項第5条の各号に定める情報とする。

(遵守事項)

第4条

協会HPにおいて次に掲げる各号の事項についての情報を公開してはならない。

- (1) 第3条に規定する内容以外の情報
- (2) 商業的又は営利的な内容の情報
- (3) 公序良俗に反する内容の情報
- (4) 個人、団体、組織等を誹謗、中傷する内容及び名誉を損なう内容の情報
- (5) 著作権又は著作権の侵害に該当する情報
- (6) その他HP委員会が情報を公開してはならないと判断した事項

(その他)

第5条

本細則は、会長校と常任幹事会の合議によって定めるものとする。

附 則 本細則は、2001年12月11日から施行する。
本細則は、2010年9月8日に改正し、同日から施行する。
本細則は、2015年4月1日より施行する。
本細則は、2019年12月6日に改正し、2021年4月1日より施行する。